

第 18 回阿蘇中部 3 町村合併推進協議会会議録

- 1.平成 15 年 10 月 24 日午後 1 時 30 分 招集
- 2.平成 15 年 10 月 24 日午後 1 時 35 分 開会
- 3.平成 15 年 10 月 24 日午後 3 時 35 分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町保健センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	家 入 哲 也
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 郎
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	波 野 村	市 原 新
20 番	波 野 村	水 野 日 出 男
21 番	波 野 村	後 藤 新 一
22 番	波 野 村	山 口 定 喜
23 番	波 野 村	阿 南 洋
24 番	波 野 村	市 原 正 次
25 番	波 野 村	阿 南 輝 和
26 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
27 番	波 野 村	大 塚 國 勝
28 番	振 興 局	岩 下 直 昭

欠席議員

8 番 一の宮町 園 田 盡

7.説明のため出席した者の職氏名

無し

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩 瀬 國 興	次長	大 塚 敏 彦	
局員	丸 野 雄 司	井	八 夫	井 野 孝 文
	本 田 良 治	今 村 清 信	高 藤 裕 樹	
	坂 口 英 明			

9.議題

(1)小委員会報告

(2)協議事項

協議第 53 新市の財政計画について

協議第 47 (継続)法定協議会への移行時期について

(3)その他

午後 1 時 35 分 開会

日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) それでは皆さんこんにちは。今日は初めての会場なので、皆様方も戸惑いがあったかと思えます。定刻を少々過ぎましたですけれども、ただ今から第 18 回中部 3 町村合併推進協議会を開会させていただきます。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によって行わせていただきます。なお、本日の会議は定足数を満たしておることをご報告申し上げます。

会議に先立ちまして委員さんの交代がっておりますので、委嘱状を交付させていただきます。波野村、阿南輝和様。どうぞ前のほうにお願いします。

合併推進協議会長(河崎敦夫) 委嘱状、阿南輝和様。阿蘇中部 3 町村合併推進協議会委員を委嘱いたします。平成 15 年 10 月 14 日、阿蘇中部 3 町村合併推進協議会会長、河崎敦夫。

よろしくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) 阿南輝和様は前委員の岩下敏明様に代わりまして、駐在委員会、区長会を代表しての委員さんでございます。よろしくお願いいたします。

それでは挨拶のほうに移らせていただきます。まず河崎会長がご挨拶申し上げます。

日程第 2 あいさつ

河崎阿蘇中部 3 町村合併推進協議会長

会長(河崎敦夫) 一言ご挨拶を申し上げます。本日は第 18 回の当協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にもそれぞれご多忙の中にご出席いただきましてありがとうございます。

た。

さて、阿蘇中部3町村の合併推進協議会も会議を重ねること18回に至ったわけですが、いよいよ合併に向かう調整期間も少なくなりまして、どうしても法定協議会移行が大きな課題となってきたわけでございます。

この法定協議会移行につきましては、小委員会に付託した事項の調整が待たれておりましたけれども、小委員会も度重なる会合を重ねまして去る14日の協議会のあと、16日には大綱を出され、その後各町村での協議会、更には町村議会等々でご検討いただき、意見調整のまとめを進めてこられたようでございます。

町村合併にはどうしてもそれぞれの住民不安が伴いますが、国内にある大小さまざまな市町村、自治体が合併に向かわざるを得ない状況にあることもご理解いただきながら小委員会の中ではお互いの町村の住民不安事項を出し合っていたいただきまして、激論を重ねながら調整が進められてきたわけでございます。

本日は主に法定協議会に移行への議案審議となりますけれども、よろしくご審議いただきまして目的が達成されるような協議会にいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) ありがとうございます。続きまして本協議会顧問の岩下振興局長様よりご挨拶をいただきます。

岩下阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長(岩下直昭君) 皆さん、こんにちは。私のほうからは合併を巡ります最近の県内状況、それから国の状況について少し説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最近の県内の状況でございますが、矢部、清和、蘇陽の任意協議会におきまして、20日に協議会がございましたが、合併の期日、それから本庁舎の位置、これらの項目について方針が決まりまして、11月中の法定協議会を目指すということが確認されております。

それから国の動向でございますが、11月に地方制度調査会の最終報告がございます。この中で小規模町村の定義等について決まるようでございます。それから来年度の地方財政計画を巡りまして、新聞等にも載っておりますが相当に厳しい意見が出ております。財務省、そして財政制度審議会の論点を整理してみますと、ごみ処理等の不可欠なものを除く地方単独事業、それからその中でも地方財政計画上、何とか実態を6兆円上回っている、これも新聞に6兆円と出ておりましたが上回っている、投資的な事業。それに将来的な補助金、更に災害を除いた公共事業関係の補助金。これについては地方の裁量の余地が大きいということで、これらの補助事業の地方負担分については、地方財政計画から除外すべきであるということを財務省が言っております。

これは我々にとって大変なことございまして、地方交付税の財源補償機能の対象部分が大きく縮小することになるわけでございますので、引いては交付税の総額が大きく減るということでございます。今後、財務省と大蔵省の来年度予算に向けての折衝、調整がなされますけれども、方向性としては国の財政状況を鑑みた時にこの方向性は貫かれていくのかなという心配をしております。

そういうことで、12月にございます全国議長会、全国町村長会、かなり難しい問題が出てくるのかなというふうに思っております。

当阿蘇中部の合併協議会、先ほど会長さんのほうからお話ございましたように、18回の協議を重ねております。他の地域の法定協議会以上に議論も煮詰まっているわけでございます。本日の協議会で、法定協議会への移行の目処、これが立ちますよう、前向きのご議論を期待申し上げます。今日はよろしく願いいたします。

事務局長（岩瀬） ありがとうございます。

それでは会議のほうに移らせていただきます。会議のほうは会長の進行によって、お願いいたします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

会長（河崎敦夫） はい。それでは早速会議に移りたいと思いますが、本日の会議録署名委員に、一の宮町笹田陽三委員さん、阿蘇町の松村勝美委員さん、波野村から阿南 洋委員さんをお願いいたしたいと思います。

### 日程第4 会期の決定

会長（河崎敦夫） 続きまして会期の決定でございますが、本日一日でよろしゅうございませうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは会期は本日一日といたします。

早速協議に移らせていただきますが、初めに小委員会の報告を松永委員長から報告をお願いいたします。

### 日程第5 議題（1） 小委員会報告

阿蘇町（松永 勲君） 小委員会の委員長の松永でございます。小委員会より報告をいたします。

小委員会につきましては、今年の3月11日、平成15年3月11日でございますが、第9回合併推進協議会において小委員会の設置が承認をされました。新市の事務所の設置および議会議員の選挙区定数等に関する事項について調整することになり、各町村3名の代表者をもって審議を重ねてまいりました。3月27日の第1回小委員会以来12回を重ねました。その間、産山村離脱、また各町村の住民不安事項等もあり、時には激しく、また時にはご配慮ある意見をいただきながら議論を重ねてまいりましたところであります。

その結果、各委員のご努力により付託されました事項について報告の準備ができましたので、ここに報告を申し上げます。なお、報告の用紙はお手元に配布してありますので、それによりまして報告申し上げます。お手元の資料2、3枚の報告書をご覧いただきたいと思っております。配布がお願いいたします。

小委員会、報告事項。新市の事務所の設置方式及び位置について、次のとおり調整結果を報告いたします。平成 15 年 10 月 24 日。新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会、委員長松永 勲でございます。

新市の事務所の設置方式について。新市の事務所の設置方式については、本庁方式(集中方式)とします。選定理由といたしましては、新市において財政健全化を構築し確立するために、庁舎維持管理費の削減及び職員定数削減を効率的に進められるこの方式が最良と考えられたからであります。ただし、将来において情報化の更なる推進をした場合、本庁、支所での市民の利活用度合いが軽減されることも予想されますが、当分の間、行政サービスや住民の利便性を考慮し、地域住民の不安を払拭するため、支所機能を充実させる。

次に新市の事務所の位置についてご報告申し上げます。新市の事務所の位置については、一の宮町宮地 504 番の 1 番地、現在の一の宮町役場であります。

2、現在の一の宮町、阿蘇町、波野村にそれぞれ支所を置くものとする。

付帯事項 道路アクセス、通称 8メートル道路であります。これの早急なる整備促進を図るため、関係機関とも協議の上、期成会等を立ち上げ県への働きかけを強化することとする。

一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下に繋がらないよう、平成 17 年 3 月 31 日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起こらないように具体的に検討すると共に合併推進債等の有効財源利用により整備することとする。

人口の見地からみて、庁舎の位置整理を円滑に進め、庁舎の利活用の頻度および他の施設のバランスを考慮すると、推進協議会で整備、建設を検討することとなっている文化ホール(公民館を含む)については、合併後速やかに阿蘇町内に建設することとする。

一の宮町の現庁舎を改築、改修し、本庁舎にした場合、他の町村の支所については合併までに具体的な検討を行い、合併後速やかに新築および改築を講ずることとする。

選定理由といたしましては、財政状況を考慮し経費の削減の見地から、現有庁舎の有効活用が最善の方策とし、他の官公署が集中しており、3 町村のほぼ中心地である一の宮町の現庁舎を新市の事務所として選定をいたしました。

次に選挙区ごとの議会議員定数について、次のとおり調整結果を報告いたします。

平成 15 年 10 月 24 日。新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会、委員長松永 勲でございます。

一の宮町(家入哲也君) 付帯事項の 2 番目。内容の一部が洩れていたようですが。

会長(河崎敦夫) 付帯事項の をもう一度報告してください。

阿蘇町(松永 勲君) 私の報告書のほうが間違っておりましたので、訂正してお詫びを申し上げます。

付帯事項の 一の宮町役場を本庁舎とした場合においては、住民サービスの低下に繋がらないよう平成 17 年 3 月 31 日までに竣工し、かつ、入庁できるように努め、あとで手直し等が起こらないように庁舎建設委員会等を設置し具体的に検討すると共に、合併推進債等の有効財源利用に

より整備することとする。よろしゅうございますか。訂正をしてお詫びをいたします。

それでは選挙区ごとの議会議員定数についてご報告をいたします。新市においては、公職選挙法第15条第6項の規定により現在の一の宮町、阿蘇町、波野村をそれぞれ区域とする選挙区を設置するものとする。平成14年12月3日確認済みでございます。

2、選挙区の設置は1期限りとし、選挙区ごとの議員定数は現在の一の宮町8人、阿蘇町15人、波野村3人とする。また、2期目以降は、選挙区は設置せず全市一選挙区の定数26人とする。

選定理由であります。阿蘇中部3町村合併後、3年から4年が阿蘇市の将来の基盤を確立するための重要な時期と位置づけられるという観点から、地域の状況を反映させ、地域間の均衡も熟慮した上で住民の不安を少しでも緩和できるよう、人口比例によらない定数を配分することといたしました。

以上、小委員会に付託されました2件についてご報告をさせていただきました。

会長（河崎敦夫） はい、ご苦労様でした。新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会の松永委員長のご報告でございました。このご報告について何か質疑、ご意見ございませんでしょうか。

はい、後藤委員。

波野村（後藤新一君） この小委員会の結果をただ今委員長が報告をされました。ただ、この報告書の中で少し私どもが、疑問に思った、数字じゃなくて熟語がございます。それについてはまずこの3番、新市の事務所の位置についてというところの中で付帯事項というのがございますが、その付帯事項の、これちょっと私どもの今までの結果ではちょっと意味が違うような感じがいたしておりますので、再確認をいたします。事務局はそういうふうにされたのかどうか、ここに来ておりますからね。一応私どもの認識をしておる範囲内を申し上げます。というのがですね、この公民館、文化ホールについてはですね、まとめのほうで今後速やかに阿蘇町内に建設することと書いてあるわけですね。ところが、この意味について我々が認識しておることは、阿蘇町内は結構です。ただその建設することとするということをもう言い切っているわけですが、条件つきみたいになっているんですが、これではなくして、あくまでも小委員会の意見としてこの文化ホールの建設については、建設されることを要望する、という感じを持っておるわけですね。建設をされたいと小委員会で要望しますよという意味と、ここに表現しておる阿蘇町内に建設することと、もうこれはっきりしてあるわけですね。しかしそこは、私どもはちょっと今までの協議の中ではちょっと無理ではないでしょうか、あくまでも条件じゃなくして要望等ということであれば、私はそれが正解じゃないかなと、こう私は今思っているところです。波野村ではそういうふうには私どもは今まで説明をしまいいりました。ですからそのへんいかがでしょう。

会長（河崎敦夫） 事務局が今いろいろ表現を研究中でございますが、改築を講ずることとする、じゃなくして、講ずることを要望する、いわゆる「こととする」というのが決議機関みたいな形、諮問機関が小委員会ですからですね。後藤委員がおっしゃるのも分らないわけでございますが、事務局の見解はどうでしょうか。

事務局長（岩瀬） ただ今、波野村の委員さんから委員長報告に対して、阿蘇町内に建設することとするということについて、このような文章のまとめに至った経緯についてお尋ねがありました。

この小委員会におきましては、委員長報告がありましたように12回を重ねたわけですが、当初から住民不安事項として説明されたところのいずれこの町村も庁舎は必要とするということと、住民は合併するならば自分たちの町村にということがございまして、その時、阿蘇町さんから述べられた意見の中には、庁舎を一の宮町とするということであるならば、この、ここで述べております文化ホール、公民館、協議会の中では多目的ホールとか使われましてけれども、これは同施設として解釈しておりますが、そのようなものは是非ご理解いただきたいということで、そのことはずっと小委員会の中でちょっとくど過ぎるくらい論議されてきました。これは省くべきじゃないかとかということですね。ですからこのことは当然含まれてきたものでございました。そのように一応思っております。それでこのようなまとめの文章になったわけでございます。

会長（河崎敦夫） いかがですか。

波野村（後藤新一君） 先ほど会長が申されたように、これは小委員会に付託されたものじゃないということですね、まず。ですから、あくまでもこれは決定権はないと思います。

ですから、そのへんからするとやっぱり要望事項というほうが柔らかいんじゃないかと、当たり前のやり方じゃないかなと、こう私は解釈しているわけですね。それは恐らく、他の一の宮の委員さんにしただけで小委員会ではそうであったと私は思っておりますが、それでは他の町村の委員さんに、小委員会の委員さんに聞いてもらいたいと思います。

会長（河崎敦夫） それでは阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。私どもの見解といたしましては、第一番目の道路アクセス等の問題についても、具体的には、小委員会のほうに付託された懸案ではございません。ただこれ全部1、2、3、4番まではと言うならば、全部要望事項になるわけでございますけれども、最初から「することとする」というような文章でまとめてございます。それに合わせた文章で事務局に求められたというような見解を持っております。以上であります。

会長（河崎敦夫） 一の宮さん、どうでしょうか。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎でございます。私、あのう例のこととっておりますけれども、とりあえず確かに小委員会の付託事項で、条件的なものは付託されておられません。しかし、小委員会の中において色んな協議を進めていく中において、庁舎の位置を巡っては産山村が離脱した段階ですね、また町村の考え方も支所も変わった経緯もございまして。そういうのを小委員会の方は皆ご存知のとおりでございます。その中において、各町村本音で議論した経緯がございまして。

そういった中で一の宮町としましては、阿蘇町の委員の方ですね、主張、阿蘇町としては住民を説得させる材料が欲しいと、そういった主張が繰り返されておりました。そういった中で一の宮としましては、一の宮の協議会にも阿蘇町の要望事項は協議の中に入れて協賛をいたし

ました。そういった中で何といいますか、この文章です、こうしてみると確かにそうでございますけれども、小委員会の中ではあらかた、それは暗黙の了解というとなんですけど、そういった中で事務局の取りまとめじゃないかと私は感じております。これは全部、道路アクセスから阿蘇町からもご意見がございました、 、 、 全部ですね、これ小委員会に付託されている事項ではございません。

しかし、庁舎を一の宮にと位置付けた場合、当然道路アクセスの問題、それからその改修に必要な部分、小委員会としてはまた、これまで確か庁舎建設委員会の設置の提案をしようといった話もあったかと記憶しております。委員長、そうですね。そういったこともございます。あわせて阿蘇町のここに書いてあります文化ホール、そういったことに関するですね、建設委員会あたりもどうかといった協議がなされた経緯がございますね、そういった中でまとめじゃないかと私は判断いたしておりますが。

会長（河崎敦夫） 委員長。

阿蘇町（松永 勲君） 委員長の松永でございますが、付託された庁舎の問題、大変難しい難題でございました。従いまして、この庁舎の位置をまとめる上で、どうしてもこの付帯事項に触れざるを得ない、そうしなければ庁舎の位置がまとまらないという非常に厳しい、苦渋の中の選択でございました。従いまして、それぞれの町村からもそれぞれの要望、思いが出されました。しかし庁舎は一つですから、これはどこかに庁舎を決定せざるを得ない。しかし決めるならばそれぞれの町村の思いもあります。そのこともやはり避けて通ることのできない議論の一つでございました。

従いまして最終的まとめとして、付帯事項といたしましてアクセスゾーンの問題なり、或いは、ただ今出されました文化ホールの問題なり、或いは建設検討委員会の問題なり、それぞれそういうふうにまとめさせていただいたわけでありまして、そのことが最終的に一の宮町の現庁舎を利用する、一の宮町の現庁舎を本庁とするということに至った経過の中で非常に重要な中身でございましたので、そこあたりはそれぞれの委員さん方も十二分に胸の内にご理解がいただけるものというふうに思います。文言の後尻をとっているいろと申しますならば、またこれは大変逆戻りをせざるを得ないようなことにもなるうかと思えますし、事務局といたしましても、大変苦労した中でまとめ文であったというふうに思います。

どうか一つ、ここは小委員会の最終まとめとして報告させていただいたわけですから、そこへんのところをお汲み取りいただいて皆さん方のご理解をいただきたいと、このように思います。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野でございます。私も小委員会の委員の一人として最初から参加をいたしておりました。その中でですね、このようなことも備考の欄の中に書いてあったこともございました。確かにこの場所の設置について、また議員の定数については本当に大きく譲歩していただきましたし、私共も財政的なことを考えたときにはやはり阿蘇町よりも一の宮のほうがいいんじゃないかなというようなことで歩み寄ったわけでございます。ただし、先ほどから皆さんご承知と思えますが、小委員会は付託された案件は2つなんですね。小委員会にです



ね。場所の位置の問題と議員の定数の問題です。ところがそのあたりのところを、このただ今、阿蘇町のほうに建設することとすることはですね、備考欄の中にも何度か出てきたことがありました。ですから、そこらへんのところは、私は指摘したこともあります。ただし、それをしなければ地域住民のご理解を得ることができないというようなことで、それがございました。だからですね、この文言を見てみますと、これは決定的、小委員会にこれを決定することは、私は決定するようなものじゃないと思います。権限がないわけです。要望するということであつたら、私はいいと思います。その中でこういう意見が出たと。ね、そうしなければというようなことでこういうふうな話が出来上がったんですよということで、小委員会の報告の中で要望ということでもっていくんだつたらいいけども、これは一つの決定ということになってるでしょう。することとする。ところが小委員会そのものが決定するような権限がないでしょう、最初から。だからこうなった時に、そういうふうなことも考慮した上で、私共はこのあたりのアクセス道路の問題、それとその公民館の問題、これも駄目というんじゃないんです。駄目というんじゃないんです。しかし、これについては、波野村は持って帰ってこの話はまだ避けてるんです。だからですね、我々としてはこれは、小委員会はそれだけの決定権がありませんし、庁舎の場所の問題、議員の定数の問題、それをクリアする時にですね、こういうような問題が出てきたわけなんです。だからこそ、それは要望としてですね、私達は小委員会の要望事項として任意協議会の方に答申すればいいじゃないかというようなことで、私達は解釈しておつたわけです。

会長（河崎敦夫） 小委員会に付託する時にですね、これは私の提案でもございましたが、庁舎の位置と議員定数、選挙区と議員定数、これはセットで検討していただきたいということで小委員会に付託したわけですね。その定数の問題、或いはまた庁舎の問題については、こういう付帯事項があつてこそ決定できると思います。その決定事項の中で、小委員会の決定事項の中で「こととする」というのと「それを要望する」というのが若干違うということでもございましたけれども、お諮りいたしますが、この件について何かご意見がございましたら、委員の皆さん方から。はい、じゃあ大塚さんよろしく。

波野村（大塚國勝君） 私は、教育行政という立場の中から発言をさせていただきたいというふうに思います。文化ホールについては恐らく教育関係の専門部会等でも希望されるところであろうというふうに思いますし、その必要性についても今議論されている中じゃないのかなというふうにも思います。この文化ホールについては、この任意協議会の中ではまだ1回も議論されていないという経緯もあると思います。もしここで議論をされて、それがもし会長さんが言われたように同じ条件といいますか、そういうことで議論をして欲しいということで、任意協議会で認められたとするならばそれはそれで良かったと思いますけれども、今うちのほうからも話がありましたように、これは付託事項でもないということでもありますので、やはりこの言葉についてはもう皆が認識していることでもありますので、今後議論していけばいいことであつて、場所等についても大方のかたが理解していることですので、ここで覆されることもないでしょうから、僕はこの言葉の取り扱いについては慎重を期していただいたほうがいいのではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

阿蘇町（松村勝美君） 簡潔に申し上げます。今、会長からお話がありましたように、庁舎の位置の関係と議員定数については、一体的に話を進めた経緯がございます。庁舎の位置については、4町村の過程から一の宮町の改修が一番良いだろうという話がありまして、その後、産山村が離脱したというようなことで、再度また庁舎の位置の関係に入ったわけですが。実はですね、今、会長からお話がありましたように議員定数と庁舎の位置については、一体性を持って付託するものだというようなことですね、波野村のほうからは、庁舎の意見については色々議論もございましたけれども、最終的には一の宮町になりましたけれども、一番大きい問題が波野の場合はですね、議員の定数問題だったと思います。

それで、本来ですと人口比例でいくべき定数をですね、実は、地域住民の配慮をしながら、阿蘇町、一の宮が、やはりそういった1期限りであればですね、何とか地域住民の意向を反映して定数についてはですね、人口比例でいきますとかなり波野村は少なくなると思いますが、そこらあたりの要望が非常に強かったためにですね、そこらあたりの配慮も阿蘇町、一の宮としてはしながらですね、そして庁舎の関係については特に一の宮町に決める場合にですね、道路アクセスの問題、それとあと、うちの役場は九州でもないような庁舎でございますが、ここらあたりの改築の問題、或いは文化ホールの問題。いわゆる人口の見地からみた庁舎利用の頻度の度合い等も充分考慮した上で、町民の理解がしやすいような形でのですね、いわゆる文化ホールのなものについては、是非そういったことで阿蘇町にお願いしたいことを再三に渡りまして要望した経緯がございます。

従って、そこらあたりが否定されるということになれば、これは正直申し上げてもう一回小委員会に入っていただくというようなことではないと、私共としては町民を説得することが難しいと思いますので、そこらあたりでご協議をお願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫） どうぞ、後藤委員。

波野村（後藤新一君） 阿蘇町から今言われましたが、元に戻せという意味で私も言っているわけじゃないんです。ですから、これは今まで何回もなく小委員会でも色々それぞれの町村から持ち出されたそのことが、全て言ったとおりできなければ、できませんよということじゃないわけですし、最終的にいろんな形でお互いの町村が譲歩しあったことになっているわけですね。ですから、私どもはこれにあまり初めから条件つけることはあまり好ましくないと。いわゆるその一つの町村が条件をつければ、他の町村が条件をつけることになる。そういうことでは、やっぱりこの付託された中身からいえば、余りにもそこへんに走っていたんではことが進まない、私どもは解釈しておったから、別に波野村としても条件は出さなかったわけですが、出したいけれども出さなかったわけですが、いずれにしてもですね、これは付帯事項ということで出してありますからですね、その付帯事項の中に少しこれは要望事項という形で私はしたほうがいいんじゃないかなと全般的に思った。もちろん、私どもはアクセス道路については言いました。あの時、これは早く一の宮町役場にすれば早くひとつアクセス道路を造るべきだということを申し上げました。

更にこの役場を、今の一の宮役場を本庁とするならば、それに関わる本庁の必要とする施設に

ついてもですね、即入所できるようなことも必要ですよということも大賛成だと。そういうことですね、いずれにしてもこのことについては、私どもの解釈としては、あくまでも委員会としては小委員会としては、それは要望事項のほうがいいんじゃないんですかということをお願いしておいたもんだからですね、どうしてもそのへんで他の町村がそれは要望ではいけないということであれば、これはまた再検討する余地もあると思います。

従ってそのへん折角こうして小委員会の結果を委員長から申されましたが、こうした委員長報告の中身についてもこういう言葉が出てきて、尻口をつかむようなことでは困るという言い方を表現されましたが、そうなれば当然こういった案を作って出すなら、小委員会にかけてから出して下さい、そういうことになりますよ。小委員会でこういう案でこの次の合併推進協議会に出しますよということを相談してから出して下さいよ。そうしなければ我々もこういった誤解を招く。折角まとまっておって、我々はそれを争うわけじゃないんです。

ですからそのへんを私どもは強く言うておるわけでして、如何ですか、そのへんについて、私どももこうなればなんか知らん、決まったことを覆す、それじゃなかったというふうな言い方をされますが、私もそういうふうな理解をしておらないから言ったわけでしてね。これといって反対ということじゃないわけです。是非一つ、これも阿蘇町に必要であれば阿蘇町に作ってくださいよと、それは結構ですよということで私も譲歩しているわけですから。それをこの表現をもう少し柔らかくしたほうがいいんじゃないかなという気がしますが、どうでしょう。

会長（河崎敦夫） じゃあ波野の委員さん、付帯事項の、これについてはこの文言を訂正すれば、ちょっと待ってください、休憩はまだ早い。これ文言訂正、今冒頭に要望されたことを要望すると。その要望という事項を入れればいいわけですか。じゃあ暫時休憩します。

午後 2 時 15 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

会長（河崎敦夫） 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続きまして協議会を開催いたしたいと思います。松永委員長。

阿蘇町（松永 勲君） 小委員会に付託されました問題について、先ほどご報告を申し上げましたが、要望について認識の不一致と申しますか、要望について不一致がございまして、一旦休憩をいただきまして別室で協議をさせていただきました。協議の結果、先ほどご報告申し上げました付帯事項、基本的に何ら間違っただけではございませんので、報告書を出す段階で、できれば事務手順として本協議会に報告する前に、全員にこの文をお示していただきたかったということ。これは言われればそうだったというふうに思いますし、そこについては事務局のほうからも委員に手順についてのお詫びがございました。

また文言については、色々意見は出ましたものの、最終的には原案のままでご承認をいただきました。小委員会委員長、紛糾しましたことに対し委員長としてお詫びを申し上げ、ご報告に代

えさせていただきます。以上であります。

会長（河崎敦夫） 小委員会の松永委員長からの経過報告がございました。報告どおりで、原案どおりで承認していただいでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは、小委員会に付託いたしました新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関することは原案どおり承認決定ということにいたします。

ではお諮りいたしますが、この平成年月日というのがありますが、15年の10月24日確認ということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあそのように小委員会報告書の中で平成15年の10月24日、この設置方式或いは議員定数等々についての確認をいたします。有難うございました。

#### 日程第5 協議事項（2） 協議第53号 新市の財政計画について

会長（河崎敦夫） それでは報告終わりました、協議第53号「新市の財政計画について」を議題といたしたいと思えます。事務局からの説明をお願いします。

合併推進協議会事務局次長（大塚） 新市の財政計画につきましては、前回の協議会でお手元にお配りしご覧いただいたところでございます。前回ご説明したとおりの案のとおりでご承認いただきますよう、よろしく願います。

会長（河崎敦夫） 前回の協議会で事務局も報告説明いたしております。この点につきまして財政計画でございますが、何か。前回説明されました原案どおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 波野さんよろしゅうございますか。一の宮さん。阿蘇町さん。それでは3町村、協議第53号の「新市の財政計画について」は原案どおり承認決定ということでございます。従いましてその下の欄にも平成15年10月24日確認ということをお願いいたします。はい、どうぞ。

波野村（後藤新一君） 財政計画については、別に異存ありません。これは、専門家ですね、ある程度の情報を得て、あらゆる情報を持って試算をして出していることに敬意を表します。ただ、今後の課題として、お願いを資料として提出をしてもらいたいということですが。

それについては、いろいろ財政の中でも、各町村地方債でございます。その地方債というものが、現在のところどのくらいになっているのかなど。例えば一般会計或いは企業会計、特別会計でございますが、それぞれ起債あると思えます。地方債あると思えます。その地方債の額を後日で結構ですがお知らせを願いたいということです。

それから、今後合併すれば合併特例債というのがあります。その内容、使い道ですね。いろいろ部分的には出ているところもございまして、今後そういった特例債の使途計画、使途の計画をどういった使い道をしますかと。例えば、先に申された約100億の特例債がございましてね。そういったこととか、或いは補助金とか、特別交付金とかいわゆる財政支援措置の中で、こういった

補助金とか、特別交付金とかあると思いますが、そのへんもこの財政計画の中に後記の方に出ておったような気がします、それらですね、どういふことに使うのかというぐらゐのことは、私は出してもらわないと住民説明をするためにも資料不足だという考えに至っておりますので、後日そういったものを出していただきたいということでございます。いかがですか。

会長（河崎敦夫） 今ですか、後日。いいかな、事務局。

事務局長（岩瀬） ただ今ご質問いただきました点につきまして、地方債の額、色々今まで、前回出しました分につきましては、現在抱えております町村の積み上げを出しておりますので、この分についてはまた審査をしていただきます。

それから起債計画につきましても、次回にまた必要な資料の分を出させていただきますのでよろしくお願い致します。

会長（河崎敦夫） 尚、大変余談でございますけれども、後藤委員、町村長の中で、普通建設事業の3年ないし5年の平均をとって、それで新しい市が決めることだと思っておりますけれども、原則論はしてないですね、いわゆる駆け込み事業というのがお互い紳士協定でそういうことはしてはならんぞと、15パーセントはちゃんと持ち寄っていきこうじゃないかということでございますから、そこへんのところはお互い議会も3町村の議会も執行部も含めてですね、紳士協定は紳士協定として守っていかないと、どっかの例があるからですね。やっぱりそういうことで、折角話ができてから、途中でああならないように努力していきたいと、このように思っております。

波野村（後藤新一君） 駆け込み事業をやりたいと言ったわけじゃありませんので。

会長（河崎敦夫） いやいや、分かりました。じゃあよろしゅうございますか。

それでは協議第53号の財政計画ということでは原案どおり承認決定させていただきます。これも平成15年10月24日確認ということでさせていただきます。

#### 協議第47号（継続） 法定協議会への移行時期について

会長（河崎敦夫） 続きまして協議第47号の「法定協議会の移行時期について」ということでございますが、事務局説明願います。

事務局次長（大塚） それでは事務局から説明をさせていただきたいと思っております。前回の協議会におきまして法定協議会の移行時期につきましては、一の宮町さんのほうから小委員会の付託事項が解決次第移行したいというご意見がございました。阿蘇町さんからは、可能な限り早く移行したいということでございましたけれども、11月の中旬には移行できるようにというご意見もございました。また波野村さんからは小委員会の付託事項及び建設計画が示されてからというご意見もございました。

先ほど小委員会の報告事項についてご承認をいただいたということでございますので、それと合わせまして阿蘇市の建設計画につきましては、現在素案の段階でございますけれども、今お手元にお配りしております。これにつきましては、これを基本としまして、今後各委員さんの意見や或いは県との内協議あたりを進めていきまして、まとめ上げていきたいというふうにご考えております。それで、建設計画につきましては、各町村のほうでも素案の段階ではございますけれども

もこれを充分活用していただけないかというふうに考えております。

今までの経過の中でも説明してきましたとおり、事務局としましてもできるだけ早くですね、今後の法定協議会の移行をというふうに考えておりますので、先日の町村長会で協議しました結果、法定協議会の移行期日を11月18日火曜日ということでご提案をさせていただきたいと思えます。是非この日にちでご承認いただきますよう、ご協議をよろしく申し上げます。

会長(河崎敦夫) 事務局案で11月18日に法定協議会を設立したいということでございますが、それぞれの町村委員さんのご意見、ご意向を確かめたいと思えます。一の宮さんいかがでございますか。え、11月18日になった経緯を知りたい。事務局。

事務局長(岩瀬) それでは11月18日をご提案申し上げますところの、これまでにになりましたことをお知らせいたします。

当初は、11月1日ぐらいにはということになっておりました。しかし、3町村の中におきまして起きていることが起こりまして、それから次に11月中旬というところまで来ましたが、11月中旬のところに議会等があります。それにこの3町村の中では、今から住民調整を必要とする町村がございます、住民調整期間が、本日の協議会あとに何日かいるものと思っております。その2週間内を使っていただいて、その次に考えておりました14日ぐらいが議会等の都合で調整がつかまず、そして提案させていただきます日が、18日となった次第でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長(河崎敦夫) はいどうぞ。

一の宮町(宮崎昭光君) 分かりました。事務局原案どおりで、結構でございます。

会長(河崎敦夫) ありがとうございます。阿蘇町申し上げます。

阿蘇町(高藤拓雄君) はい、阿蘇町も事務局の提案のとおりで結構でございます。

会長(河崎敦夫) はい、ありがとう。波野さん。

波野村(後藤新一君) 波野村としても、一応先に申し上げた11月15日をもって、一応タイムリミットとして説明いたし、それで合意を得ております。従って今回の場合は先に延びておるわけですから、何も申しません。

会長(河崎敦夫) それでは法定協議会の設立を11月18日という原案どおりでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それでは、そのように決定いたします。なお、事務局から法定協議会設立に対する同文議決等々についての補足説明を事務局からいたします。

事務局次長(大塚) ただ今資料をお手元にお配りさせていただいておりますのでしばらくお待ち下さい。資料3という冊子をそれぞれお配りしておりますけれども、お手元に届きましたでしょうか。11月18日を予定日として法定協議会に移行ということでご理解いただきまして本当にありがとうございます。法定協議会の移行関連ということで、資料3で関係規程等のご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、法定協議会の移行に伴いまして、法定協議会の規約、予算、それと先ほど会長が申しま

した同文議決等の議会議決をお願いすることになります。

資料3の2ページ目をご覧くださいと思います。阿蘇中部3町村合併協議会規約ということで、規約案を出させていただいております。規約案の中身につきましては、阿蘇中部3町村の任意協議会の規約とほぼ同じでございます。名称を「合併推進協議会」から「合併協議会」ということで、これは通常各協議会も同様の解釈となっておりますけれども、合併協議会ということにしております。中身につきましては、協議会の任務につきまして合併に関する協議、これ第3条になりますけれども合併に関する協議、今後の新市建設計画の策定、前2号に掲げるものその他、3町村の合併に関し必要な事項というものにつきまして、協議会の任務とさせていただきます。具体的な協議につきましては、任意協議会でも具体的協議を進めてまいりましたけれども、これまで同様にこの協議会で協議をしていただきたいというふうに考えております。その他、中身につきましては特に任意協議会の協議会規約と変わるところはございません。

4ページ目をお開きください。規約の最後になりますけれども、法定協議会が11月18日設立ということでございますので、この附則のこの規約は平成15年11月18日から施行するというのでさせていただきますというふうに思っております。

次に法定協議会の予算案ですけれども、これにつきましては後ほどまた説明をさせていただきますと思います。

3番目、法定協議会の設置届案ということでございます。これにつきましては、資料の12ページ目をお開きいただきたいと思います。資料3の12ページ目をお開きいただきたいと思います。議会の議決を経まして法定協議会が設置されますと、県のほうに設置届を提出することになります。その設置届の案が12ページ目の資料でございます。これを日付につきましては、法定協議会設置日の11月18日付けで届出を出したいというふうに考えております。設置の中身につきましては、文章の中身につきましてはそこに書いてあるとおりですが、添付書類としまして、阿蘇中部3町村合併協議会の設置理由と、これにつきましては13ページ目に設置理由書の案をつけさせていただきます。

一の宮町、阿蘇町、波野村(以下3町村という。)の合併については、平成14年8月1日に任意の阿蘇中部4町村合併推進協議会を設置し、平成15年9月17日からは規約の改正により、阿蘇中部3町村合併推進協議会に改称し、現在まで18回にわたり調査、検討、協議を重ねてきたところである。

3町村の合併に関する協議を進めるため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、阿蘇中部3町村合併協議会を設置したものである。これを設置の理由としております。

それと添付書類、先ほど申しました協議会の規約、それと合わせまして3番目に一の宮町、阿蘇町、波野村議会の関係の議決書、そして同じく議会の会議録、これにつきまして添付の上、届けることになっております。関係議決書につきましては、同文議決で議会議決をとるということになりましたので、14ページ目にその案を付けさせていただきます。

14ページ目をご覧くださいと思います。阿蘇中部3町村合併協議会の設置について。地

方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、一の宮町、阿蘇町、波野村の合併に関する協議を行うため、3町村をもって別紙のとおり規約を定め、阿蘇中部3町村合併協議会を設置するものとする。これは提出につきましては各町村議会の提出になります。そして町村長の印ということで、提案理由は地方自治法第252条の2第1項及び合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく協議会を設ける場合は、地方自治法の規定に基づきまして議会の議決を要するためでございます。こういった形で同文議決の議案を提出していただき、議会の議決をお取りいただきたいというふうをお願いしたいところでございます。

それと1ページ目に戻っていただきたいと思いますが、のところでございます。法定協議会の委員等でございます。これにつきましては、法定協議会設置時の委員等については協議の継続性を考慮し、原則として阿蘇中部3町村合併推進協議会の委員等が引き続き在任するよう調整に努めるものとする。協議会の委員につきましては、3町村の推薦に基づき決定することになっておりますが、その委員を決めるに当たっては、できれば現在の委員さん方を継続して委員として任命していただくような形でお願いできないかというふうに思っております。一応ここには調整に努めるというような言い方をしておりますが、各町村のほうには、そういった形でお願いをしていきたいというふうに思っております。

それと5番目でございます、阿蘇中部3町村合併推進協議会(任意協議会)の開催についてです。阿蘇中部3町村合併推進協議会は、各町村議会の議決を経て、法定協議会が設置されるときは、法定協議会設置日の前日をもって解散する。本任意協議会につきましては、法定協議会設置日の前日をもって解散することとしたいと思っております。そして法定協議会に移行するというところでございます。以上です、よろしく願いいたします。

すいません、もう一点予算のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

事務局長(岩瀬) それでは、ただ今の資料の中ほどに予算の案がありましたけれども、そこをお開きいただきたいと思います。5ページから。任意協議会の設置につきましては、現在まで予算をいただきまして事業を推進させていただきました。現在もなお執行中でございますが、本日法定に移る準備が提案されましたので、これに伴いまして、これが法定となりますと、また新規団体となります関係で新規に予算が必要となりますので、予算案を本日提案させていただきます。

まず6ページに入りまして、歳入歳出の総額は1,291万6,000円をお願いしたいと思っております。1ページめくっていただきまして7ページのところで、歳入が1,291万5,000円と利息を思っております。それから歳出につきましては会議費212万5,000円、事務局費916万7,000円、調査研究費99万3,000円、広報啓発費56万9,000円、予備費6万2,000円、1,291万6,000円を執行させていただきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして8ページのところで、それだけの負担を3町村の方をお願いすることになりますけれども、負担金の計算は、一応広報誌を除いては3町村均等割ということで1,234万7,000円の分の3割になりますので、411万5,500円になります。それから、世帯



数が違います関係で、この広報費に使われます関係が若干違います。それで、合計の一の宮町さんが431万1,500円、阿蘇町さんが445万4,500円、波野村さんが414万9,500円ということで負担金をお願いしたいと思っております。

続きまして1ページめくっていただきまして9ページから歳出予算でございますけれども、会議費、会議費は本会議にかかる会議費でございます。報酬、旅費、需用費、役務費を合わせて今後の回数は予想されませんが、一応色んな形があると思いますので、残された4カ月あともしかしたら7回ぐらいあるかもしれませんということで212万5,000円を要望いたしました。それから事務局費は、嘱託の報酬50万円、共済費6万7,000円、旅費が8万円、1ページめくっていただいて需用費82万5,000円、役務費44万9,000円。委託料、この委託料は今後条例等を作成する委託料でございます、230万円。それから使用料120万円とそれから負補交に374万6,000円という、916万7,000円を上げさせていただきたいと思っております。それから調査研究費は、委員さん方の義務研修をされた場合でございますけれども、これに用意します金が99万3,000円と思っております。それから広報啓発費が56万9,000円、予備費に6万2,000円で1,291万6,000円を要求させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長（河崎敦夫） ただ今事務局から、法定協議会規約そして法定協議会の予算、法定協議会の設置届、法定協議会委員等について、そしてまた阿蘇中部3町村合併推進協議会任意協議会の開催について等々で事務局の提案がございましたが、これについて何かご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

阿蘇町（松村勝美君） 二点ほどお尋ねしたいと思っております。法定協議会に移行した場合ですね、県のほうからの派遣職員のご説明願いたいというのが一つと、任意協議会の段階では県のほうが、任意協議会の派遣職員については県のほうで人件費は全部払っていくというようなことではございましたが、法定協の場合もここに給与負担金がありますが、これがそのまま適用されるのかどうかですね。そこらあたり一つ説明願いたい。

それともう一つですね、任意協議会が年度途中で解散するわけですので、今、年度中を含めて予算が組まれていたんじゃないかなと思いますが、予算が余った場合の処置。これは余らないと思いますが、余った場合の処置をお聞かせ願いたい。この二点です。

会長（河崎敦夫） はい。事務局、今の二点をお願いします。

事務局長（岩瀬） まず、派遣職員の方の給与についてお尋ねいただきましたが、任意協議会におきましては、県から次長を派遣していただきまして、県の抱えのうちに出向で出させていただきます。

それで、今度団体が変わりまして法定団体になりますと、ここは一つの組織になりますので、ここには派遣できなくなりますので、今後県が配慮していただいておりますのは関係します市町村の中に派遣していただいて、そこからまた派遣していただくということで、そのような組織になっています。それで、その町村、3町村の負担金分は当然見なければいけませんので、出向された町村が。そこに協議会から出しますという負担金で、組ませていただきました。

次に現在の執行させていただいてます予算の使い道でございますけれども、今年度も1,524万円をいただきました。お陰さまで11月に無事に移行することができますと、会計は終わりになります。それで、清算させていただきまして現在の考えでは、事務局の考えでは4町村でスタートした、4町村で負担金があったということで4町村の清算を考えていきたいと思っておりますが、これはまた事務局で考えているばかりでございます。よろしくお願いいたします。

会長(河崎敦夫) 産山さんが離脱したからここへんのところの清算をどうするか、また今からの事務局の課題でありますかな。他にございませんか。

阿蘇町(家入澄雄君) 阿蘇町の家入ですけど。法定協の設置に関して任意協議会が解散するという日にちはだいたい11月17日になるわけでございますが、今日、小委員会は今日解散するんですか。正式な解散宣言というのは必要ございませんか。

事務局次長(大塚) 申し訳ありません、小委員会は協議会の確認を得た段階で解散ということでございました。確かにそういうことでございます。今日あえて提案をいたしませんでしたけれども、任意協議会の解散というのが、まだ先が見えておりましたものですから、任意協議会の解散と同時に当然小委員会も解散されることとなります。それで、法定協議会に移りました時に、今度は法定協議会のほうで小委員会の設置が必要なのかどうかの確認を設立総会のときに取らせていただきたいというようなことで考えておりました。一応、予定としましては、そういったことで本日は解散の提案をいたしておりませんでした。そういうことでございます。

会長(河崎敦夫) よろしいですか。はい。

阿蘇町(家入澄雄君) 小委員会というのは、議員定数と庁舎の位置が決まれば即解散という、付託事項が決まれば、小委員会は即解散という申し合わせがありましたですね。と、ということになりますと、今日決まったら今日解散になりませんか。

事務局次長(大塚) 提案事項の中に入れていただいておりますけれども、確かに協議会の規程の中でそのようになっております。今日、本日ですね、小委員会の中身については付託事項の承認が得られましたので、追加提案と申しますとあれですけども、もし、この場でそのご了解がいただければ、本日付でということではいかがでしょうか。これは委員長さんにもちょっと確認してない事項でございますので。

会長(河崎敦夫) 今、事務局から規約か何かに書いてあるそうですね。

事務局次長(大塚) 小委員会の設置規程の中で、そのようになっておりますので。

会長(河崎敦夫) それでは、一応付託事項は終わりましたので、小委員会を今日で解散ということでお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それでは、本当に12回連続会議を開いていただきまして、初期の目的は達成されたわけでございます。小委員会のメンバーにおかれましては、委員長以下各町村の委員さんに心から敬意と感謝を申し上げながら、お礼の言葉に代えさせていただきたいと思っております。お疲れでございました。ありがとうございました。

それでは、あとこの から規約から、予算等々についての事務局案は、原案どおりでよろしゅ

うございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、それぞれの規約から予算等々については、事務局原案どおり承認決定することにしたします。ありがとうございました。

#### 日程第6 次回開催日

会長（河崎敦夫） 次回は、11月18日の法定協議会設立ですが、法定協議会の設立前に議会をできましたら同文議決でございますので、11月17日までに、それぞれの町村の臨時議会で同文議決をお願いいたしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### 日程第7 閉会

会長（河崎敦夫） それでは大変長時間慎重にご審議いただきまして、小委員会が先ほど申し上げましたように12回も会合を重ねて、色々と問題がございましたけれども、それぞれ譲るべきところは譲っていただいて本日の結果が出てきたものだと、このように感謝申し上げます。いよいよ11月18日に法定協議会に移行し、そして歴史的な阿蘇中部3町村の合併が目前に迫っております。法定協議会を設立したあとは解散、離脱できないかどうか分かりませんが、お互いそのようなことがないように、お互いが協力しながら、立派な新市建設のために頑張りたいと思います。

以上で今日の審議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局長（岩瀬） 本当にありがとうございました。なお、先ほど委員長さんからも報告がありましたように、小委員会の皆様には、資料の提出が大変遅れましたことを事務局深く反省し、お詫び申し上げます。

次回の場所をご連絡させていただきます。18日を決めていただきましたので、11月18日火曜日午後4時から、阿蘇町いこいの村でさせていただきますと思います。なお、車はご遠慮していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは以上をもちまして、第18回阿蘇中部3町村合併推進協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後3時35分 閉会